

意見書案第3号

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな基本法を制定することを目指している。

日本の食料自給率はカロリーベースで38%と先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%は世界185カ国中129位である。旧基本法以来、食料自給率は一貫して低下し続け、現行の基本法制定後、5次にわたる基本計画で食料自給率を引き上げるとされてきたが、目標を達成したことは一度もない。現行基本法は、基本計画で自給率向上目標を設定したものの、単なる閣議決定にしたため、法的拘束力がなく目標は骨抜きにされたためである。

さらに政府の新基本法の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけを格下げして、食料自給率向上に対する政府の責任を放棄しようとしている。

今、世界的な食料危機が進行し、食べたくても食べられない人々が増えている中、食料自給率向上を放棄して国民を飢餓に追い込むのではなく、新基本法では食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を政府の法的義務とする必要がある。

については、以下の項目について強く要請する。

1. 新基本法制定にあたっては、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日

内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様
農林水産大臣 様

白河市議会議長
石 名 国 光